

第四条は、体育施設の休場日及び開場時間を別紙二に定めるとし、
 ものでございませうが、ただ、ただし書にございまして、委員会が必要ある場合は
 臨時に休場日あるいは開場時間の変更ができるものと規定するものでございませう。
 次に第五条の使用の許可でございませうが、体育施設を使用する日ま
 たはすでに許可を受けた事項を変更する場合に委員会の許可を受け
 なければならぬとするものでございませう。

第六条に基づきしては一号から四号に列記される他に該当する場合に
使用の許可をしないという使用の制限を規定するものでございます。

場合にはその限りではないと定めるものでござります。

次に第八條、使用料の規定でございます。但、体育施設の使用者は別表第三に定めてゐる区分に従ひ、使用料の納入をしなければならぬとするもので

にございますが、市営プールの超過時間に打する使用料については使用後速やかに納入するものと定めるものでございます。

なお二項におきましては、委員会が使用料の免除ができることを規定したものでございます。

第九條は、使用料の返還について定めたものでござります。納入された使用料につきましては原則的には返還しないものとしておりますが、一号から三号に該当する場合には使用料の一部または全部を返還することとされております。規定しようとするものでござります。

第十条は、使用権の譲渡を禁止するという規定でございす。

第十一号下につきましては、違背行為あるは天災等により体育施設の使用ができなくなつたときの使用許可の取り消し並びに使用の停止を定めたものでございます。内谷につきましては一号から六号のとおりでございます。

次に第十二条は、使用者に對する体自施設及び付帯設備の変更の禁止を、また第十三条におきましては、使用後等における施設の原状回復の義務を規定したものでございます。

次に第十四条でございしますが、これは使用者の責任による体育施設の損傷等に対する損害賠償の義務を規定したものでございします。

第十五条は、体育施設内での禁止行為を定めたものでございしますが、第三号の物品の販売を行うことにつきましてはあらかじめ委員会の許可を受けなければその限りではないと規定するものでございします。

第十六条は、免責についての規定でございまして、第十七条につきましては、この条例の施行に際しての委任の規定を定めたものでございします。

次に附則の關係でございしますが、第一項では施行期日を定めるものとするもので、本条例は昭和六十年五月一日から施行しようとするものでございします。

第二項、第三項につきましては既存の体育施設の経過措置でございまして、それ以外の条例に基きまして設置あるいは使用の許可をしたものと定めるものでございします。

第四項につきましては、この条例の施行に際し、既存の福生中宮野球場、福生中宮アール及び福生中宮テニスコート等の設置及び管理条例は廃止するといふものでございします。

この別表につきましては新たに設置した体育施設と既存の体育施設とを包括し、別表第一には条例第二条關係の体育施設の名称と位置。別表第二には条例の四條關係であります。それ以外の体育施設の休場日と開場時間を、また別表第三には条例の八條關係の使用料について表示したものでございします。

以上、大変難解な説明でございしますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終らさせていただきます。

○議長(田村中郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十五号は、総務委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第十五号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村中郎君) 日程第十六議案第十六号 福生市特殊疾病患者に
着目福祉手当条例を議題といたします。

本条例について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 生田国利君登壇)

○福祉部長(生田国利君) 議案第十六号 福生市特殊疾病患者福祉
手当条例の提案理由と内容について御説明申し上げます。

現在、特殊疾病に罹患している者に対しては保健所が窓口となり、都の
認定審査会において罹患しているか、またはその疑いがある者に対し医療証
を交付し自己負担分の医療費については国及び都で全額負担しているわけで
ありますが、市としても本人はもとより家族に深刻な苦渋を与えていることを
号慮し、特殊疾病患者に対して福祉手当を支給するため本条例を制定
するものでございます。

内容について御説明申し上げます。

まず第一条につきましては、支給の目的をうたっております。

次に第二条につきましては支給要件でございますが、市内に住所を有する者
または特殊疾病の、後ほど御説明を申し上げますが、別表に該当している
者について支給いたします。

それから二項につきましては、支給の制限でございますが、そこに列記してあります
と例の条例例の施設に入っている場合には出さないといいございます。

それから四号の市規則に定める施設といふことにつきましては身体障害者福祉
法あるいは児童福祉法、老人福祉法等の施設に入っている場合にはこれら
により支給はいたさないといふことでございます。

次に第三条は手当てでございますが、一月三万円。

それから支給の資格の認定につきましては届け出しを一旦受けて、認定を受
けて支給するといふことでございます。この認定につきましては東京都の審査会の
認定を受けた方を一応対象というふうに考えております。

それから第五条につきましては、支給の期間でございますが、認定の申請をした

日の属する月と、それから消滅した日の属する月までの支給をうたつておきます。
それから二項につきましては、災害等によつてやむを得ず申請ができなかった場
合の措置を定めておきます。

次に六条の支払の時期でございますが、これは年二回、七月と一月、二期に
分けて支払うということでございます。

第七条の支給資格の消滅。消滅につきましては、一、二、三と三つございまし
て、死亡あるいは二条に規定する要件、これは住所を有しなくなった、あるいは
疾病が治癒した場合においては、これを支給しない、消滅するということござい
ます。

次の認定の取り消しでございますが、偽りその他不正手段によつて認定を
受けた場合においては、その返還をせよということでございます。

九条は届け出しでございまして、次の各号に定めることによつて生じた場
合には届け出しをするというふうな規定でございます。

それから次の十条の状況調査でございますが、これは必要があると認めた場
合に市長はこれを報告を求めるとござります。したがって毎年一度六月の

六月三十日までの間に現況届を出させようというふうな考え方でございます。

それから申請の代理。十一條につきましては、その旨の保護を受けようとする旨の
代行することとござりますというふうな条でござります。

それから次の十二条、委任でございますが、この条例に必要な事項と市の
規則で定めるところ委任事項でございます。

それから、なお附則におきましては、この条例は六十一年の四月一日から施行いた
しますけれど、経過措置として六十一年の、この可決しました対象者に對する

一般周知徹底期間等の関係も考慮に入しまして、相当支給月に配属
いたして経過措置を設けたわけですが、これは六十一年の六月の二十九日まで

に申請をしていただく。というところは六月の二十九日は、月末日にしたものは
三十日が日曜日になつておりますので、日付をどういうふうに定めたわけではござ

り、四月一日以降に認定を受けた者に對してはその認定を受けた月を対象
月として支給をいたすというふうな経過措置でございます。

それから別表の第二條の関係につきましては、次に三十六とございまして、次
ろうまでに申し上げますと、国では今五十七種類の難病がございまして、国は

二十で項目の中で認めております。 部が九種類を追加いたしました。この三十六は部が対象にしてある疾病でございます。 当局としては約七十名程度いるのではないかと推定しております。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終らせていただきます。

○議長(田村中郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君)

以上で質疑は終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十六号は、厚生委員会に付託した
かと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君)

御異議なしと認めます。 よって議案第十六号は、厚

生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村中郎君)

日程第十七議案第十七号 福生市消防団に関する

条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 古谷正夫君 登壇)

○市民部長(古谷正夫君)

御指名をいただきましたので、議案第十七号 福生市消防団に関する条例につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

福生市の消防団の設置、名称及び区域につきましては、現在は規則で規定されておりますが、消防組織法が改正されました。条例で定めることになっておりますので、今回そのように改めようとするものでございます。 さらに団員の定員、任用、服務等については福生市消防団条例で規制されておりますが、条例の内容につきまして全体にわたり整備しようとするものでございます。 それでは条例の内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一条でござりますが、これは消防組織法に基づき消防団の設置、名称、区域、団員の定員、報酬等につきまして定めるところの規定でござります。

第二条は消防団の名称と区域について定められてござりまして、区域につきましては横田基地を除く福生市全域でござります。

次に第三条につきましては団員の定数についての規定でござります。現行は約百八十六人でござります。

第四条は任命についての規定でござりまして、団員となるべき者の資格を列挙してござります。

第五条におきましては又格条項につきまして定めようとするものでござりまして、該当した場合は団員の身分を失うということになりましてござります。

次に第六条、第七条につきましては団員の報酬並びに費用弁償につき、定めようとするものでござりまして、その額につきましては現行どおりでござりますが、報酬の支給方法について実態に合わせ、年二回払うということに明文化しようとするものでござります。

次に第八条は、団員が自身の故障のため職務遂行ができないう場合は任命権者において免職させることができるといふことの規定でござります。

第九条におきましては団員の退職の手続についての規定でござります。

次に第十条は、団員に対する懲戒処分についての定めようとするものでござります。第十一條及び第十二條につきましては服務の宣誓並びに服務についての規定としてござります。

次に第十三條でござりますが、これは規律についての規定でござりまして、団員の遵守事項について列挙してござります。

第十四條は、条例の施行に当たりましては必要な事項はこれは市長が別に定める旨の委任規定でござります。

最後に附則でござりますが、施行期日につきましては昭和六十一年四月一日から施行し、経過措置といたしまして、現在設置されております消防団につきましてはこの条例に基づき設置され、さらに団員の身分につきしてもこの条例で任命されるというみなしの規定でござります。

次に本条例の制定と同時に現行条例を廃止しようとするものでござい

ます。

次に別表でございしますが、別表第一は第六条の報酬でございします。

さらに別表第二は第七条の費用弁償でございします。

なお現在でございます消防団の設置等に関する規則は福生市消防団の組織等に関する規則の附則で廃止したやうとするものでございします。

以上、大変難解な説明でございしますが、慎重審議賜りまして原案を御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由並びにその内容の説明を終らせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○九番(上野重勝君) この条例と同じやうな内容を持つ福生市消防団の

設置等に関する規則、これは廃止するということでございますけれども、

これは全面的に廃止してしまうのか、あるいは一部内容を変更して改めつ決める直すものであるか。

それから、これらの規則についてはもうすでにできていると思ひますが、どうなつ

ているかをお伺いします。

○市民部長(古谷正夫君) 自席からお許しいただきまして御説明をさせていただきます。

さします。

消防組織法では、条例で定めるものと、それから規則で定めるものというふうな形に規定されております。条例で定めるものにつきましては十五条関係でございしますけれども、設置、名称、区域それから定員関係でございします。

さらに任用、給与等の身分関係については条例で定める。さらに組織法におきましては別に規則で定めるといふふうなものがあつてございしますが、規則といたしましては十五条の二項でございします。これは組織法と団員の階級それから職務といふふうなものをさうなつてございします。それから、その他につきましても事務分掌も定めるわけでございますが、それからについてはこの規則で定めようとしてゐるわけでございます。それから名称といたしましては福生市消防団組織等に関する規則を四月一日をもって制定したいといふふうなことで、現行の規則につきましては廃止しようとするものでございします。以上でございます。

○九番(上野重勝君) もう恐らく規則もできてゐる人で私はできればその規則

を見せたいに当たつた人ですが、と申しますのは、議員数に非常に密接な関連を持つものでございます。さうも赤星議員の一般質問にもございましたけれども、現在の消防団の分団の組織というものは、この規則が昭和二十四年当時になって、そのときの状態をその分団に分けてあるわけですね。したがって今の消防団の配置というものは、青梅線から西側、消防車庫も全部こちら側にあります。それから消防署も青梅線からこちら側です。当時はまだ青梅線以东はほとんどは農地かあるいは山林でほとんど住家ばかりなわけですね。その状態の中で今の消防団の区域というものは設けられたわけです。現在の事態とは全く違つてあるわけです。したがって、ここで消防団の設置条例あるのは規則を改正するについては当然これは再検討すべきであつたと思ひますが、どのようにしてやるかお伺いします。

○市民部長(古谷正夫君) 区域その他について再検討する必要があるのではないかと、さういふ御指摘でございましたが、現行の条例をそのまゝ区域につきましても定めたものでございます。なお規則につきましても定員など、それから階級等

も従来どおり定めたと、う次第でござります。以上でござります。

○九番(上野重勝君) さうしますと現在の消防団の分団の配置、区域、消防車の位置等は現況のままで何ら差し支えな、というふうに解釈されてゐるのかどうか。「休憩」要望するから、これは答弁だけしてあつてくださ、いと呼ぶ者あり。

○助役(古谷徳男君) 自席からお答え申し上げます。

確かに上野議員さんのおっしゃるとおり、市の全体のバランスからいいますと分団の配置等は青梅線以东にはないでござりまして、過去、これらについてはこの本議会の場で再三御指摘をいたしたわけでございます。

しかしながら、やはり今の分団員の確保それからいろいろその根拠となる車庫、あるいはものの、う人々難儀さでござりまして、難度でござりまして現状のままで果てあるわけではござりますので、これらについては今後さらにいろいろたことを踏まえ研究をされていただきたいと、このように思ひます。(了解と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) ほかにありませんか。なければ以上で質疑は終つたります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第十七号は、厚生委員会に付託したい

と思ひますが、御異議ありまじらんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 此は議長として、厚生委員会では十分この点についてはひとつ将来のことを考へて委員会をよく検討していただきたいことをお願いいたします。

御異議なしと認めます。よつて議案第十七号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村中郎君) 午後二時十分まで休憩いたします。

午後一時五十四分 休憩

午後二時十一分 開議

○議長(田村中郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十八議案第十八号昭和五十九年度福生市一般会計補正予算(第七号)を議題といたします。

本委員についで、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第十八号

昭和五十九年度福生市一般会計補正予算第七号について提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、一部事業の追加と精算的なものが主でござります。なお事業の実績に基づく地方債の変更もあわせてお願いしようとするものでござります。

それでは予算書に基づき、内容を説明申し上げます。

一ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第一条に

いふ歳入歳出にそれぞれ三億一千八百七十九円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ百二十七億三千二百七十九円と定めようとするものでござります。

第二条は地方債につきまして精算または許可変更の見込みが得られた事業の増減変更をお願いしようとするものでござります。

次に二ページをお開きいただきたいと思います。歳入について御説明申し上げます。

各項ごとの主りものを申し上げます。

市税の二千九百十三万三千円の追加補正は、市民税において九百十五万七千円の追加補正で、これは個人所得割の甲修正申告による増収分でございます。次に市には消費税税において一千四百六十五万円の追加補正については単価と売り上げ本数の増による増収分でございます。次に電気税五百四十九万円、ガス税二十六万七千円の追加については、これも需要の増によるものでございます。

次の地方交付税の五百六万七千円の追加補正については調整度し分として交付される見込み額でございます。

次に分担金及び負担金におきまして五百七万四千円の追加補正でございますが、これは民生費にかかわる老人施設利用負担金と児童措置費負担金で人員並びに所得階層の変更による増収分でございます。

次の使用料及び手数料の四十一万一千円の追加補正でございますが、エネ使用料の道路占用料でございます。

次に国庫支出金に於て一千八百八十五万九千円の減額補正で、まず国庫負担金二千七百九十九万七千円の追加補正で、これは民生費関係で老人保護

措置費、児童手当、児童措置費にかかわるもので、これらが実績に基づく人員減による減額と生活保護の対象経費増による増額、これと老人健康法に基づく実績による増額、これを相殺した増収分でございます。次に国庫補助金三千六百八十五万六千円の減額補正でございますが、これは幼稚園就園奨励費、すみれ保育園除湿工事、教育関係整備工事等によるものと防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる九条の交付等の確定及び実績に伴うもので、主なものでございます。

続いて都支出金一億二千三百三十四万一千円でございす。この内容は都負担金百八十四万九千円の追加補正、これは児童手当等と児童措置費の人員増減に伴うものと老人健康法による保健事業費等の実績に基づくものでございます。次の都補助金一億一千五百八十五万六千円の追加補正については、市立幼稚園等園児保護者の負担軽減分の対象人員増による追加分、これと消防事務都委託費にかかわる負担金、従来普通交付税の基準財政需要額の消防費常備消防にかかわる当該年度の八〇%であったものが、前年度需要額の一〇%と負担割合が変更になったことから